

カワサキ会計事務所だより

平成31年4月号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikai.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

4月の税務カレンダー

個人所得税振替納税 4月22日
個人消費税振替納税 4月24日



4月からこう変わる！働き方改革スタート

(厚生労働省:「働き方改革リーフレット」)

■ 時間外労働の上限規制が導入されます！

【施行】 2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

～チェックポイント1～

- 時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。
- 労働条件を締結する際は、労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。

■ 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

【施行】 2019年4月1日～

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定して**有給休暇を与える必要があります。

～チェックポイント2～

- 労働者10名以上の場合は、就業規則の作成、届け出が必要です。
- 賃金台帳、労働者名簿などを作成する必要があります。

■ 正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されます！

【施行】 2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

同一企業内において、正社員と非正規社員(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

～チェックポイント3～

- 非正規の方を雇っている場合には、正規の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

※ 最後に・・・ 「働き方改革」がスタートしているのは理解しつつも、実際に取り組むにあたり何から始めたらよいかわからない場合があると思います。まずは、現状を把握するために、厚生労働省が提供する「**働き方・休み方改善指標**」を利用してみてはいかがでしょうか？ 【参考】 <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

<事業承継自己診断(アンケート)にご協力を！>

中小企業等の経営者のうち、65才以上の経営者は全体の約4割を占め、今後数年で、多くの中小企業が事業承継のタイミングを迎えるとみられています。

当事務所の顧問先においても、同様の状況であり、事業承継等をスムーズに行うことは、顧問先においてはもちろん地域の経済の発展及び雇用の確保等において重要となっております。

そこで、当事務所において中小企業庁が作成した「**事業承継自己診断チェックシート**」を顧問先様に配布し、後日担当者が回収したいと考えております。**皆様のご協力をお願いします。**

その後、事業承継対策等について必要な皆様には、事務所の業務として個別に対応したいと考えております。(川崎)